

## 高等教育の修学支援制度に関する 「2023年度後期 授業料減免継続」手続きについて

「2023年度後期 授業料減免継続申請」についてお知らせします。  
高等教育の修学支援制度における授業料減免については、半期毎に継続申請が必要となります。  
以下に従って、必ず期限内に手続きを完了させてください。  
未手続の場合、授業料の減免が受けられなくなりますので注意してください。

提出期限 **7月13日(木) 必着**

### 1. 授業料減免継続申請等記入

下記書類3点（全員提出）に記入してください。

- 「2023年度後期授業料減免継続申請書」
- 「授業料（等）延納願」
- 「授業料（等）納入および除籍猶予願」

#### 「3点セット」で全員提出

修学支援制度対象者は3点とも全員提出  
（現在の支援区分が対象外の場合も提出必要。  
延納願も全員提出必要です。）

※日本学生支援機構がマイナンバーにより、後期（10月）以降の支援区分を見直します。新支援区分の決定が授業料納入期限に間に合わないため、修学支援制度の対象者は全員、「授業料延納願」「除籍猶予願」手続きが必要となります。

### 2. 書類の提出

【提出先】

〒574-8530 大東市中垣内3-1-1  
大阪産業大学 学生生活課奨学金係（本館1階） ※本館1階奨学金3番窓口前の専用BOXへ投函

↓郵送の場合は、住所氏名等記入し、切り取ってレターパック（記録郵便）に貼付け郵送してください。

【To 宛先】

〒574-8530  
大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学  
学生生活課 奨学金係 宛

【From 差出人】

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

- （提出物）送付物に✓
- 1. 授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書（**全員**）
  - 2. 授業料（等）延納願（**全員**）
  - 3. 授業料（等）納入および除籍猶予願（**全員**）
- ※全員3点とも提出必要

2023年度後期 大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 4月入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報			
給付奨学金の奨学生番号		52	- 04 -	

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)

# 2023年度 後期授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援制度対象者用】

本人保管用

※必ずお読みいただき、  
授業料(等)の納入完了まで  
保管してください。

## (1) 延納手続きおよび除籍猶予手続きについて

高等教育の修学支援制度対象者は、毎年、マイナンバーの情報で家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料(等)納入期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「後期授業料減免継続」手続きと同時に、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

【提出期限】 **2023年7月13日(木)(必着)**

【提出先】 〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1  
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

※高等教育の修学支援制度対象者は**全員提出**してください。(家計基準により支援対象外となっている方も含みます)

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②種類の書類に必要な事項を記入し、**2枚をホッチキス止めして提出してください**

【納入期限と除籍猶予期限】

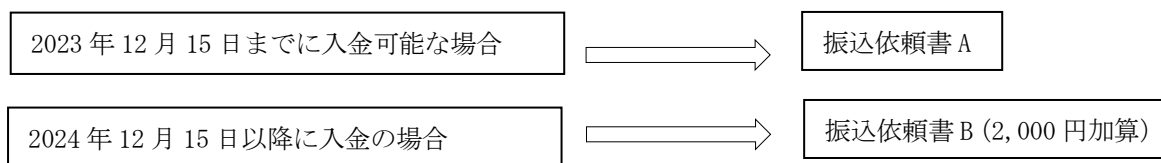
- ① 『授業料(等)延納願』により、2023年12月15日(金)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。  
※ なお、①の延納手続き期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2024年1月15日(月)まで納入期限が猶予されます。  
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【注意事項】

- \* 授業料(等)納入期限(2023年10月16日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。
- \* 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続き書類は無効となります。
- \* ②の除籍猶予期限(2024年1月15日)までに納入しなければ、除籍(2023年9月21日付)となります。
- \* 除籍になると、当該年度後期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- \* 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。(最短で2024年度の4月)

## (2) 延納手続きおよび除籍猶予手続きに伴う授業料(等)の振込依頼書について

10月以降に日本学生支援機構が後期の支援区分を見直します。  
そのため、**10月下旬~11月上旬**に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。  
期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。



※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。  
※本申請による納入期日の延長の対象は、「後期授業料(等)」になります。

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

1 枚目 記入見本

## 授 業 料 ( 等 ) 延 納 願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 7 月 5 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済

学研究科  
学 部

経済

専攻  
学科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保 護 者 氏 名 大阪 太郎  
(保証人)上の電話番号欄は、  
保護者の携帯電話番号  
を記入

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

下の携帯番号欄は、  
学生本人の携帯電話番号  
を記入

電 話 番 号 090 — 0000 — 9999

携 帯 番 号 080 — 9999 — 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

## 1. 延納の期限

期限：西暦 2023 年 12 月 15 日まで

## 2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

2 枚目 記入見本

## 授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 7 月 5 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済

学 研 究 科  
学 部

経済

専 攻  
学 科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保 護 者 氏 名 大阪 太郎  
(保証人)

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、  
保護者の携帯電話番号  
を記入

電 話 番 号 090 — 0000 — 9999

下の携帯番号欄は、  
学生本人の携帯電話番号  
を記入

携 帯 番 号 080 — 9999 — 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

## 1. 猶予の期限

期限：西暦 2024 年 1 月 15 日まで

## 2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

## 3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

2023年12月16日～2024年1月15日までの  
納入には、納入猶予手数料(2000円)が  
加わります。※2023年12月15日までの納入につい  
ては、猶予手数料はかかりません。

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

# 授業料 (等) 延納願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 部 \_\_\_\_\_ 専攻  
学 科 \_\_\_\_\_ 学 科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名  
(保証人) \_\_\_\_\_

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

携 帯 番 号 \_\_\_\_\_

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

## 記

### 1. 延納の期限

期限：西暦 2023 年 12 月 15 日まで

### 2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、後期授業料(等)納付期限の  
延長が必要のため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

# 授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 研 究 科 \_\_\_\_\_ 専 攻  
学 部 \_\_\_\_\_ 学 科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名  
(保証人) \_\_\_\_\_

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

携 帯 番 号 \_\_\_\_\_

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

## 記

### 1. 猶予の期限

期限：西暦 2024 年 1 月 15 日まで

### 2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~・ 7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

### 3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印